

奈良県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設について、次のとおり名称の変更があった。

令和三年六月二十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

名 称		所 在 地
旧	新	五條市野原東六一二一五三
軽費老人ホーム祥水園	軽費老人ホーム月街	